

# 貴族院公證人法案特別委員會議事速記錄第二號

明治四十一年二月二十二日(月曜日)午後一時十三分開會

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) ソレナラ前會ニ續イテ是カラ開會イタシマス、前會デ大體ノ御質問ハ濟ミマシタガ、其節御出席ノ無イ御方デ今日御出席ノ方モゴザイマスカラ、モウ一應大體ノ御質問ガアレバ、ドウガ此際ニ願ヒタイト思ヒマス、若シ大體ノ御質問ガ無ケレバ、進行上ノタメ逐條ニ質問ヲスルコトニ致シマス、第一章全部ニ付イテ御質問ガアレバ願ヒマス

○石渡敏一君 第一章ニスカ  
○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 第一章ニスカ  
○石渡敏一君 第九條ニゴザイマスガ、私ニハ少シ不明ナンニゴザイマス、御説明ヲ願ヒタイ、「本法及他ノ法令中公證人ノ職務ニ關スル規定ハ公證人ノ事務ヲ取扱フ判事又ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス」トアリマス、ソレガ不明デスガ、懲戒ノコトマテ這入ルノデゴザイマスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 御答ヲ致シマス、本法ノ中ニ公證人ノ職務ニ關スル規定ノ中ニハ第三條、第四條、第六條、第十八條ノ第一項、第二十二條、第二十五條、第四章全部、第五章全部、第七十八條等ヲ含ム趣意ニゴザイマシテ、懲戒ニ關スル規定ハ第七章ニゴザイマスルガ、此第七章ハ唯今申上ゲマシタ第七十八條ヲ除キマスル外、全部、判事又ハ裁判所書記ニハ準用ヒナイ考デアリマス

○石渡敏一君 サウ致シマスルト判事若クハ書記が懲戒ニ當ルベキ處分ヲ爲シタラ、ドウ云フコトニナリマスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 判事ニゴザイマスレバ、判事懲戒法ノ規定ニ依リマス、書記ニアリマスレバ、文官懲戒令ノ規定ニ依ルコトニナリマス  
○石渡敏一君 サウシマスト判事トシテ取扱フカラ判事ノ職務ト云フヤウナ譯ニゴザイマスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 左様ニゴザイマス  
○石渡敏一君 サウシマスト判事ノ懲戒法ノ方ガ懲戒罰が重クナル譯ニアリマスカ  
○政府委員(齊藤十一郎君) 御答ヲ致シマスルガ、公證人ノ懲戒ハ「第八十條ニ依リマスト一番重ノガ免職ニゴザイマス、判事ノ方ニ於キマシテモ最モ重ノハ免官ニゴザイマスカ」  
○石渡敏一君 例ヘ停職ノ如キハ公證人ハ一年間ノ停職ト云フコトニナリマス、然ルニ判事ノ方ハサウ云フコトハ三年マテ行ケルヤウデスナ、一年以下デスカ、同ジコトデスカ、三月以上一年以下ニナルト云フコトデスナ、三月以上ト云フコトダケガ違ヒガ起ルノデスナ

○政府委員(齊藤十一郎君) 左様ニゴザイマス  
○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 第二章  
○高木豐三君 全部ニスカ

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 全部ニスカ、チヨット伺ヒマスガ、第十二條ノ第二ニスカ「一定ノ試験ニ合格シタル後」トアリマス、此公證人ノ資格ノ試験ト云フモノハドノ位ノ程度ノモノニスカ、私ナドハ素人ニ知リマセヌガ、此間ノ御説明ニ依ルト試験ヲモウ少シムツカシクスルト云フ御話ニシタガ、ドノ位ノ試験ニナサルノニスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 唯今ノ試験規則ニゴザイマスルト程度ハ餘ホド低イノデゴザイマス、尤モ近年ハ判事検事タリシ人又ハ辯護士タリシ人ガ志望イタシマスガ成ルカラ、公證人試験ハ特別ニ舉行シタコトハ近年ハナインデコザイマス、ソレデ本案立チマスレバ、イヅレ試験ニ關スル規程ヲ定ムル見込ニゴザイマスガ、其程度ハ判檢事辯護士試験ノ程度ヨリハ少ク低クスル見込ニアリマス、尤モ或ハ民法商法ノ如キ最モ重モナル科目ハ或ハ同一程度ニモ宜イカモ存シマスガ、併ナガラ例ヘハ刑法ノ如キ手續法ノ如キハ大略ニモ宜イノデアラウカトモ存シマスシ、又或ル科目ノ如キハ判檢事辯護士試験ニゴザイマシテモ、公證人試験ニハ略スルコトモアラウカト思ヒマスガ、其邊ノコトニ付キマシテハ確タル意見ハ立テ、居リマセヌ

○石渡敏一君 十四條ノ四號ノ所ニアリマスガ、之ニ據ルト「辯護士法ニ依リ除名セラレル者ニシテ免官、免職又ハ除名後ニ箇年ヲ經過セラレル者」此處ノ何ニスナ「除名セラレル者ニシテ免官、免職又ハ」ト云フノハ上ノニ「者」ト云フ字ハカ、ルノニスカ、或ハドウ云フ風ニ讀ムニスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 御質問ノ趣意ハ……

○石渡敏一君 四號ニスガ「懲戒ノ處分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者」ノ「者」ノカ、リ所ニス

○政府委員(齊藤十一郎君) 懲戒ノ處分ニ因リ免官免職セラレタル者ニモ免官免職後ニ年ヲ經過セラル者ト云フ文字カカ、テ居リマス考ニゴザイマス

○石渡敏一君 モウ一ツ伺ヒマスガ、判事検事が公證人ニナル時ニハ先キニ免官免職ニナッタ者モ斯ウ云フ時ニハ構ハヌニスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 懲戒處分ニ因テ判事が免官ニナリマシテモ其免官後二年ヲ經過シマスレバ公證人ニ任セラレルコトが出來ルノデアリマス、併シ他ノ條件ニ缺ケル所アレバ勿論イケマセヌニアリマス

○石渡敏一君 此案ノ中ニハ何所カニ這入ルノニスガ、四號ニハ脱ケルガ他ノ所ニ這入ルコトニナリマスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 御尋ネノ趣意ハ、懲戒ニ依ラズシテ免官ニナッタノニスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 懲戒ニ因テ免官ニナッタ者ハ一年ヲ經過スレバ公證人ニ任ゼラルノ趣意ニアリマス

○石渡敏一君 其意味が此中ノ何所ヘ這入ルノニスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 懲戒ノ處分ニ依リ免官セラレタル者免官後ニ年ヲ經

過ヒザル者トカ、リマス  
○石渡敏一君 サウシマスト四號ノ「免官若ハ免職セラレタル者」ト云フノハ總テ普通

ノ官吏デモコンナ風ニナルノデアリマスカ  
○政府委員(齋藤十一郎君) 左様デゴザイマス、チヨヅト御参考マデニ申シマスガ、是

ハ文官懲戒令ノ第四條ニ「免官ノ處分ヲ受ケタル者ハ其ノ官職ヲ失ヒタル日ヨリ一年間官職ニ就クコトヲ得ス」トアリマス、此趣意ヲ採用シタノデゴザイマス

○石渡敏一君 又其外三軍人ナドモ矢張リ同ジャウニ行カネバナヌノデスナ、軍人ニシテ第十二條ノ資格ヲ得タ者ガアル、併ナガラ懲戒後二年ヲ經ナイ者ガアルト云フノハ矢張リ是デ拒ムコトが出來ルノデアリマスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 左様相成ル考デアリマス

○石渡敏一君 サウシマスト十六條デスナ、十六條ニ參リマスト公證人ニシテ其事實ノ分ツタキニハ當然職ヲ失フコトニナルノデスカ、四號ノ場合テモ若シ有レバサウナシテモ宜

カリサウニ思ヒマスガ、ドウ云フモノデアリマスカ  
○政府委員(齋藤十一郎君) 第十六條ニ場合ハ現ニ公證人ニアツタ者ガ失職シマス場合ヲ規定シア居ルノデアリマス、公證人ガ他ノ公務ヲ兼ネルコトハ出來マセヌノデゴザイマスカラシテ、第十六條ニ當リ尙且ツ懲戒處分ニ依リ免官サル、場合ハ起ルト思ヒマス

○石渡敏一君 サウ云フ意味デナク先キニ懲戒處分ヲ受ケタル軍人ナラ軍人が試験ヲ受ケテ公證人ニナツタ、トコロガナツテ仕舞テカラ後ニ懲戒處分ヲ受ケテ一年ヲ經ナイ者ト云フコトガ發見サレタ、ソレハ一號乃至三號ト限ツテアルモノデスカラ……

○政府委員(齋藤十一郎君) 其點ハ任命ニ關スル施行細則デ精シク規定スルノミニラズ、任命ノ場合ニ當局ニ於キマシテハ十分注意ヲ致シテ左様ノ場合ノ生ジナイコトヲ期シマス次第アリマス

○石渡敏一君 ソレハ當然職ヲ失フト云フ方デハナインデス、其時ニ職ハ有タシテ置ク

方ニナリマスカ、ソコガ……  
○政府委員(齋藤十一郎君) ソレハ十六條ノ明文カラ當然解釋ハソコマデ及ボスコトが出來ヤウト云フ考ヘデアリマス、十六條ノ解釋ヲ……

○石渡敏一君 サウスルトソレガ私ハ一番疑フノデアリマス、ソレデ當然職ヲ失フト云フコトハ先程ノ御説明ニ依ルト裁判が前ノ裁判……アトノ方ノ裁判デ當然職ヲ失フトスルト、イツカラサウナシタングカ、人ノ身分ガ第一キマラナインミナラズ更ニ其公證人ノヤツタ處分ガイツカラ無效ニナルカ、其時期が分ラヌコトニナリハシナイカト思フデス、ソコヲ一ツ捉ヘサヘスレバ宜イノデス

○政府委員(齋藤十一郎君) 御尤モノ御尋ネデアリマスガ、先づ其事柄ガ發見サレマシタ時カラ處分ヲ無効トスルト云フコトニ相成ラワト思フノデアリマス

○石渡敏一君 チヨヅト速記ヲ……  
(速記中止)

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) ソレデハ速記ヲ……次ハ第三章ニ移リマス、第二章ニ御質問ハアリマスカ、デハ第四章……

○馬屋原彰君 一方ハ無論懲戒ナドニ當ツタナラバ、ソレハ辭令ヲ何レ渡サヌコトニナリマスナ

○政府委員(齋藤十一郎君) 左様デゴザイマス  
○石渡敏一君 ソレハ私ハ少シ疑惑アリマスノデ、「當然其ノ職ヲ失フ」ト云フコトニナルト、此公證人が初メカラシテ資格ガ有ツト云フ方ノ御考ニナルデアリマセウカ、或ハ「職ヲ失フ」ト云フカラ、處分ノアトガ無資格ニナルト云フコトノ御考デゴザイマセウカ、ソコガチヨクト私ハ疑惑念ガアル

○政府委員(齋藤十一郎君) 其後ノ御考ノ通リデゴザイマシテ、失職ニ當リマスル事由ノ生ジマシテカラ將來其職ヲ行フコトが出來ナク相成ルノデゴザイマス、ソレマデノ職務上ノ行爲ハ無論有効デアリマス

○石渡敏一君 サウスルト何カソコニ界ガアツタ方が能クハナイデスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 第十四條一號カラ第三號マデハ、是ハ何レモ裁判デ言渡サレルモノデゴザイマスカラ、其裁判言渡ノ效力ヲ生ジマスレバ自然、界ト云フモノハ付クダラウト考ヘマス

○石渡敏一君 斯ウ云フ場合ニハドウナリマス、例ヘバ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノデアルト云フコトガ分ラズシテ任命セラレマシタモノガアル、ソレハ矢張リ先程ノ任命ノ際ニ能ク研究スルト云フ側ニナリマスカ、或ハ後ニ發見セラレタ……禁錮以上ノ刑ニ處セラレタモノデアルト云フコトヲ任命後ニ發見サレタ時ニハドウナルデスカ、是ハ實例ノ無イコトデハナインデス

○政府委員(齋藤十一郎君) ソレハ御尤モノ御疑ヒデアリマスガ、併ナガラ法案ノ形ニ於キマシテハ、左様ナ場合ニモ豫想シテ規定シマスルコトハ如何ニ汚ナクナル、ソレデ左様ナ場合ニハ先程御答シマシタ通りニ先づ生ジナイヤウニ十分注意ヲ致ス考デゴザイマス

○石渡敏一君 ソレハ當然職ヲ失フト云フ方デハナインデス、其時ニ職ハ有タシテ置ク方ニナリマスカ、ソコガ……

○政府委員(齋藤十一郎君) ソレハ十六條ノ明文カラ當然解釋ハソコマデ及ボスコトが出來ヤウト云フ考ヘデアリマス、十六條ノ解釋ヲ……

○石渡敏一君 サウスルトソレガ私ハ一番疑フノデアリマス、ソレデ當然職ヲ失フト云フコトハ先程ノ御説明ニ依ルト裁判が前ノ裁判……アトノ方ノ裁判デ當然職ヲ失フトスルト、イツカラサウナシタングカ、人ノ身分ガ第一キマラナインミナラズ更ニ其公證人ノヤツタ處分ガイツカラ無效ニナルカ、其時期が分ラヌコトニナリハシナイカト思フデス、ソコヲ一ツ捉ヘサヘスレバ宜イノデス

○政府委員(齋藤十一郎君) 御尤モノ御尋ネデアリマスガ、先づ其事柄ガ發見サレマシタ時カラ處分ヲ無効トスルト云フコトニ相成ラワト思フノデアリマス

○石渡敏一君 チヨヅト速記ヲ……

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) ソレデハ速記ヲ……次ハ第三章ニ移リマス、第二章ニ御質問ハアリマスカ、デハ第四章……

○子爵本莊壽巨君 第三章ニ就イテチヨヅト質問ヲシマス、是ハドウ云フノデスカ私ニ分ラヌガ、第二十二條ニ「保佐人タルトキ」トソレカラ「輔佐人タリシトキ」ト云フ、此

「ホサニン」ノ「ホ」字ガ一樣ニ書イテアリマスガ、ドウモ是ガ私ニハ分ラヌ

○政府委員(齋藤十一郎君) 第二十二條ノ第二號ノ「保佐人」ト申スノハ是ハ民法ノ規定ニ依リマシテ準禁治產ノ宣告ヲ受クル場合ノ保佐人デアリマス、ソレカラ第四號ニゴザイマスルノハ民事訴訟ノ場合ニ訴訟代理デゴザイマセズシテ、「輔佐人」ト云フモノ、制度が設ケラレテゴザイマス、其輔佐人ヲ指シタノデアリマス

○子爵本莊壽巨君 ソレカラモウ一ツ質問ガアリマス、此第二十五條デスナ、サウスルト、今度ハ裁判所又ハ豫審判事ノ命令ヨリ外持出スコトハ出來ナイ事變ノ時ハ格別デ、舊法ノ方ハ何處デアツカ官吏ガ都合ノ時アルトキハ之ヲ外ニ持出スコトが出來ルヤウニナツテ居ツタ思ヒマスガ、今度ハドウ云フノデスカ、舊法ハ官吏ノ公證ヲ受クル爲

メノ外裁判所ノ命令ガアレバ役場外ニ持出シテ宜イト云フコトニナッテ居ルガ、今度ハ裁

判所又ハ豫審判事ノ命令ノ外持出スコトハ出來ナイト窮屈ニナッタデスガ……

○政府委員(齋藤十一郎君) 御答ヲ致シマスルガ、現行法ノ第十五條ニ「他ノ官吏

ノ公證ヲ受クル爲メ」ト云フ文字ガゴザイマスガ、現在ニ於キマシテハ斯様ノ場合ハ無イ

ノデゴザイマス、是ハ重モニ此監督官ニ示ス趣意ヲ規定シタモノニアツカト思ヒマスガ、此

文字ハ實際行ハレテ居リマセヌガ故ニ是ハ削リマシタ

○子爵本莊壽巨君 サウスルト他ノ官廳カラ何カ證據書類必要ノ爲ニ公正證書ヲ見

タイト云フ、サウニ云フ場合ハ役場ニ付イテ見ナケレバナラヌ、斯ウニ云フ事ニナリマスナ

○政府委員(齋藤十一郎君) 左様アゴザイマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 三二章ハ御質問ハアリマセヌカ、第三章ニ御質問

ガ無ケレバ第四章ニ移リマス……チヨット伺ヒマスガ、外國人が公正證書ヲ求メル場合ニ

ハ第二十七條ニ「公證人ハ日本語ヲ用ウル證書ニ非サレハ之ヲ作成スルコトヲ得ス」ト

書イテアリマスガ、無論我國ノ言葉デナケレバ公正證書トスルコトハ出來ナイト考ヘマス

ガ、若シ外國人が必要ナ公正證書ヲ公證人ニ作成ヲ依頼シタ場合ニハ原文ト兩方

作フテサウシテ日本文ダケ公正證書トスルコトハ出來ナインデアリマスカ、マルデ外國文ハ

公正證書ノ中ニ綴込ムコトハ出來ナインデゴザイマスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 曜託人考ヘ次第ニ依リマシテ附屬書類ト致シテ綴

ヂテ置クコトハ差支ナイ積リデアリマス、ソレハ第四十一條第一項ニ明文ハゴザイマセヌ

ガ「其ノ他ノ附屬書類」ト云フ文字ガ用ヰテアリマシテ、當事者ノ意見トシテ附屬書類ト

シテ後ノ参考ノ爲ニ綴ヂテ置クト云フコトハ綴ヂサセル積リデアリマス

○子爵本莊壽巨君 此第二十八條ニ付イテ伺ヒタイ、此公證人ハ曜託人ノ氏名ヲ

知ラナイ時ニハ市町村長ノ印鑑證明書ガアレバソレデシテヤル、サウスルト公正證書ヲ作

トモ委任狀サヘアレバ假令知ラナイ者ガ代人トシテ出マシテモ委任狀サヘアレバ公正證

書ヲ作製シテ行ケル、ソレデ通常ノ貸借ノ如キモノデモ實際ニ徵シテ申シマスレバ豫メ公

正證書ヲ作ラズシテ置イテ、貸借ナラバ委任狀が添ヘテアルソレデ返済期限が來テ、真ッ

事返スコトが出來ナイ時ニ其委任狀デ公正證書ヲ作ル、斯ウニ云フ仕來リニナッテ公證

人役場ハヤシテ居リマス、サウニ云フコトハ委任狀、印鑑證明書サヘ取シテ置ケバ期日ニ本

人ガ來ヌデモ公證人ハ公正證書ヲ作ツテヤシテ宜イト云フコトニナリマスカ、ソレハ絕對的

ニ出來ナイ、委任狀ハ其日ノ委任狀ヨリ外ハ出來ナイ、斯ウニ云フコトニナルノデアリマセヌカ、ドウデゴザイマセウ

○政府委員(齋藤十一郎君) 御答ヲ致シマス、曜託人ガ公證人ニ曜託ヲ致シマス

場合ニ先キニ先ヅ委任狀ヲ取置キマシテ後日ニ至リテ公正證書ヲ作成スルト云フコトハ

本案デハ認メテ居リマセヌ

○子爵本莊壽巨君 今度ハ御認メニナリマセヌカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 認メテ居リマセヌノデアリマス、ソレハ第三十五條ニ依

リマシテ自カラ明カデアラウト思ヒマスガ「公證人證書ヲ作成スルニハ其ノ聽取シタル陳

述、其ノ目擊シタル狀況其ノ他自ラ實驗シタル事實ヲ錄取シ」トアリマスカラ、現在聽イ

タ陳述、現在見タ狀況等ヲ書クヤウニト云フ規定デゴザイマスノデ、後日ニナリマシテ證文ヲ作ツテヤルト云フダケノ左様ナ方法ハ認メテ居マセヌ、又現在ト雖モ唯今御述ベニ

ナリマシタヤウナ方法ハ正面ノ解釋トシテハ認メテ居ラヌノデアラウト信シテ居リマス

○子爵本莊壽巨君 モウ一遍質問イタシマスガ、サウスルトドウシテ此一十八條ア其防

ギガ出來マセウカ、委任狀ニ日付ヲ書カズ證書ニ添ヘテ金主ノ方ノ手ニ渡シテ置ク其時

ニ印鑑證明書マデ添ヘテ豫メ取シテ置ク、サウシテ今度公證人役場ニ金主ガ返済期限

ト云フ場合ニハ公證人ハ實際分リマセヌ、今日ノ日附ニナッテ居レバ、ソレハ公證人ハシ

ガ來テ返セナイ時ニ始メテ今日ノ日ヲ入レテ印鑑證明書ヲ添ヘテ公正證書ヲ作ツテ吳レ

テ差支ナイ、ソレガ規則ニ觸ルコトハナインデゴザイマスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 唯今ノ御尋ネハ案ノ第三十一條ノ「代理人ニ依リ曜

託セラレタル場合」云々タトスウニ云フ場合ニ當ル御間ト存シマスガ、本人同士ノ間ニ於テ

如何ナル契約が先キニゴザイマシテモソレハ公證人ハ存シマセヌジテ、期日ニナリマシテ公

正證書ヲ作ル場合ニ本人又ハ代理人ガ公證人役場ニ出頭シマシテ曜託ヲ致シマス時

ハ、其時法律行爲ヲナシタモノトシテ作ルノデアリマスガ、ソレハ御述ベニナリマシ通リテ

アラウト存ジマスガ、其時ニ於キマシテモ必ズ當事者雙方が出マシテ曜託ヲ致シマス時

ルノデアリマス、代理人其人が出テ公證人ニ口授シテ證書ヲ作成セ

シムルト云フコトニナル次第アリマス

○高木豐三君 私ハチヨット前ノハ聞達ヘタカ知レマセヌガ、外國人ノ公正證書ヲ作ル

場合ニ於テ何レ外國人が自分デ來ナイ時ハ委任狀ヲ持ツテ來ル、其委任狀ガ其當時ノ

日付デナケレバナラヌト云フヤウニ聞キマシタガ、ソレデハ餘ホド不便ナコトニナラウト思ヒ

マス

○政府委員(齋藤十一郎君) 當時ト申スノハ公正證書作製ノ日ト云フ……

○高木豐三君 左様

○政府委員(齋藤十一郎君) 必シモソレハ必要デナイト思ヒマス

○高木豐三君 ソレナラバ宜シウゴザイマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 四章ニ御質問ガ無ケレバ五章ノ認證ト云フ所ノ御

質問ヲ願ヒマス

○子爵本莊壽巨君 五十八條ノ私署證書ニ認證ヲ與フルト云フノハ是ハ今度新ニ

出來タノデセウガ、前ノ公證人規則ノトキニハ無カッタデセウナ、サウスルト私署證書ニ認

證ヲ與ヘルト云フノハ普通ノ金錢貸借ノ證書ニ後日デモ持ツテ公證人ノ公正證書ニ

スルト云フノデスカラ、作ツタ時ノ當事者ノ外出來ナイノデスカ

○政府委員(齋藤十一郎君) 五十八條ヲ御覽クダサイマスト、方法ガ第一項ニハ二

ツゴザイマス、一ノ方ハ當事者ガ公證人ノ面前ニ於キマシテ證書ニ署名若クハ捺印スル

方デ、證書ニ署名若クハ捺印シタトキニ成立スルコトニナラウト思ヒマスカラ、是ハ證書

作成ノ時ニ認證ヲ與ヘルコトニナリマスガ、「又ハ」以下ニ「證書ノ署名若クハ捺印ヲ自

認シタルトキ」トアリマスカラ、此分ハ後日ニテモ差支ナインデアリマス

○子爵本莊壽巨君 私署證書ト云フノハ竝ミニ金錢貸借ノ證書モ籠テ居ルデセウ

○政府委員(齊藤十一郎君) 左様デゴザイマス……先程ノ石渡サンノ御尋ネデゴザイマシタ信託證書又ハ鐵道抵當ノ證書ヲ公證人が作成スル規定ハナカツタカト云フ御尋ネデゴザイマシタが、唯今取調べタ所ニ依リマスト信託法ニモ鐵道抵當法ニモゴザイマセヌ、一定ノ證書ヲ作レト云フコトハゴザイマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 五章ニ御質問が無ケレバ第六章

〔質問ハアリマセヌ〕ト呼フ者アリ)

第六章ニ御質問が無ケレバ第七章……轉屬ト云フノハドンナ懲戒法デスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 第十條ニ「公證人ハ地方裁判所ノ所屬トス」トゴザイマシテ、第十一條ニ「公證人ハ司法大臣之ヲ任シ及其ノ屬スヘキ地方裁判所ヲ指定ス」トゴザイマス、初メ公證人ニ任ゼラレマス者ガ某地方裁判所所属ヲ命ス」ト云フ辭令ヲ受ケマスノデアリマス、ソレヲ受ケマシタ以上ハ公證人ノ意思ニ依リマス外、司法大臣ト雖モ他ニ移スト云フコトハ認メナイ主義ヲ執リテ居リマス、ソコデ若シ之ヲ他ニ移スト

云フ場合ニハ轉屬ト云フコトニアリマスノデスガ、場所替ナノデゴザイマシテ、イヅレ宜イ場所カラ惡ルイ場所ニ移ス懲戒デゴザイマス、テ是ハ判事ノ懲戒ノ場合ニモ轉所ト云フコトガゴザイマシテ懲罰ト致シマシテハ餘程重イ方ニ屬シマスノテ免官ヨリ一ツダケ輕イ懲戒ト相成グテ居リマス、ソレニ準シマシテ轉屬ト云フ方法ヲ設ケマシタ次第アゴザイマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 例ヘバ東京カラ田舎へ轉屬ト云フノデスカ、或ハ東京中テモ區裁判ノ方ヘ轉屬スルト云フコトガアリマスカ、サウ云フ意味デヤゴザイマセヌ、東京地方裁判所管内

カラ田舎ノ地方裁判所管内ニ移スダケラ見テ居ルノアリマス

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 序ニ附則モアリマスカラ、是モ御質問ガアレバ○野崎啓造君 チヨット疑ヒガアリマスガ「公證人規則ハ之ヲ廢止ス」トアリマス其前ニ

「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」トアリマス施行ノ期日ヲ何月何日カラ施行スト勅令が出て、サウシテ之が發布セラレル、サウスルト廢止ノ期日ハドウナルノデスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 勅令デイツカラ施行スルト云フコトニ相成リマスト此ハ十七條ハ其日ニ始メテ施行サレルコトニ相成リマスノテ、其日カラ廢止ニナルト云フ結果ニ相成リマス、是ハ法制局ニ於キマシテモ斯様ナ文例ニナシテ居ルサウデ、近頃ニ於テハ刑法デモ矢張リスウ云フ形ニナシテ居ツタト思ウテ居リマス

○野崎啓造君 ソレハ私ハ不穿鑿アッタンデスガ、例ヘバ此四月一日ニ發布……

公布ニナリマシテ五月一日ヨリ施行スト云フ勅令デアル、サウスト公證人規則ノ廢止ハ廢止スルト云フ法律ガ公布ニナルノデスカラ、此法律ハ當然周知期限ヲ……施行ノ期日ハ……イヤ、サウデハナイデシタ、分リマシタ

○政府委員(齊藤十一郎君) 丁度五月ノ一日カラ施行イタシマスルコトニナリマスレバ

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) スルト此施行廢止ト云フモノハ附則ノ中ニ悉皆含シダモノデスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) ハイ、無論サウデス

○子爵本莊壽巨君 第九十二條ノ「本法施行前ニ著手シタル公證人ノ職務上ノ行

爲ハ本法ニ依リ之ヲ完結ス「サウスルト是ガ又今度ノ規則ニナシテハ身元保證金ガ多クナル場合ニハ……サウスレバモウ假令多クナシテモ今マデ納メテ居ル公證人等ハソレダケデ、別段追徵ヲシナイト云フ譯デスカ、又ハ多クナレバ今マデノ東京裁判所ノ管轄ハ例ヘバ二百圓ノモノガ五百圓ト云フ規定ニナレバ……ナシテモ前ヨリ指定シテ居ルモノハ本法ニ依リ身元保證金ト看做シテ、假令多クナシテモ、追徵セヌト云フコトニナシテ居リマス様デスガ、又ハ納メサセルノデスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 現在納メテアリマス身元保證金ハ其儘本法ノ身元保證金ト見ルト云フ趣意デゴザイマスカラ、本法ニ依リマシテ身元保證金ノ額が高マリマシテモ、現ニ公證人トシテ職務ヲ行シテ居ル者ニハ過剰ノ分ハ追徵イタサナイ趣意デゴザイマス、但シ轉屬イタシマスルハ場合ハ公證人規則ニ依リマシテ其時カラハ別デゴザイマス其時ハ本法ニ依リマシテ本法ニ規定シテアル額ヲ納メサセル譯ニナリマス

〔速記中止〕

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 速記ヲ……質問ハ先ダ大進行デ早過ギマシタガ、免ニ角逐條ニシテ濟シダト認メマス、是ヲ本案ハ大體御反對ノ御方ガアリマスレバ格別、諸君ニ於テ御異議ナケレバ本案ノ二讀會ニ移ツテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) ソンナラ二讀會ニ移リマシテ、若シ御修正ノ御意見

ガゴザイマスレバ、本案ノドノ條デモ宜シウゴザイマスカラ御修正ノ意見ヲ……

○子爵本莊壽巨君 此本案全體ヲ……

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 全體ヲ問題ニ供シマス、或ハ速記録ヲ殘ス必要ガアリマスルカラ、若シ御修正ノ意見デナクテモ、此本案ノ施行ニ付イテ御希望デモアレバ此際御述ベ下サレバ都合ガ宜カラウト思ヒマス、御修正ノ意見ハアリマセヌカ

○子爵本莊壽巨君 元ハ手數料及日當旅費ヲ公證人規則ニ決メテアツタノ、公證人規則カラ省イテ勅令デ出スコトニシタノハドウ云フ譯デアリマスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 御尤モナ御尋ネテアリマス、是ハ一ツノ理由カラ勅令ニ讓リマシタ次第デゴザイマスガ、其一ツハ全體、公證人ノ手數料、日當、旅費ト云フモノハ申上ゲルマデモナク、稅ト云フモノデモゴザイマセヌ、印紙デ徵收スルモノデモゴザイマセヌハデ、事項ト致シマシテハドウモ法律事項ト云フコトニハ相成ルマイカト思ハレル、モウ一ツハ本法ハ先キニ大體ノ説明ヲ申上ゲル時ニ述ベマシタ通り、公證人ニ對スル申サバ一般法ナノデゴザイマス、特別ノ法規ハ民法商法ト種々法律ノ中ニ規定シテゴザイマスノアリマス、ソレデ手數料、日當、旅費ニ關スル規定ヲ改メルコトニナリマスルト、民法商法訴訟等ニ規定シテアリマスル事柄ニ付キマシテ共通ノ規定ヲ設ケタイ考デ、他ノ規定ガ一般法デアリマスニ拘ラズ此手數料ニ關シマスル規定ノミ總テノ關係ニ付イテ規定スルト云フコトニナリ、此案ノ中ニ書キマスト誠ニ體裁ト致シマシテモ面白クナイ、是ハソレ故ニ勅令ニ讓ルコトニ致シタ次第アリマス

○高本豐三君 上ゲル積リデスカ

○政府委員(齊藤十一郎君) 少シ上ゲル積リデ……

○委員長(伯爵廣澤金次郎君) 別ニ御修正ノ御意見が無ケレバ全部衆議院修正

通リテ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ソレナラ左様決シマス、ニ議會モ其通リテ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

ソレデハ之ニ散會イタシマス

午後二時二十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長

伯爵廣澤金次郎君

委員

子爵本莊

壽巨君

男爵長松

篤棐君

馬屋原 彰君  
高木 豊三君

政府委員

野崎 啓造君

石渡 敏一君

司法次官 河村讓三郎君  
檢事兼司法 谷田 三郎君  
檢事兼司法 橫田 五郎君

司法省參事  
齋藤十一郎君  
司法省參事  
入江 良之君

省參事官

省參事官

五郎君

官衆檢事

五郎君

明治四十一年三月二十三日印刷

明治四十一年三月二十四日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局